

民事信託活用支援機構

Member's
News

2026.1.25 No213

発行・編集
一般社団法人 民事信託活用支援機構
TEL:03-3524-7258 FAX:03-5259-8024
<http://www.shintaku-shien.jp/>

受取配当金は信託収益か否か？

米国の最新の民事信託の裁判例を検索したところ、信託財産である普通株式により受領した分配金が収益に割り当てるか元本に割り当てるかと言う信託会計の認識が問われた裁判例がありました。この裁判例では、受託者は分配金を信託収益と認識し収益受益者に分配しようとしたところ、この分配金の額が大きかったので、残余財産受益者がこの受領金は会社資産の部分的な清算金であると認識し、残余財産受益者に分配すべきであると主張して訴訟を提起しました。日本において会社の年度の純利益の額を大きく超えた分配金が支払われた場合、信託会計上は受領した金銭を収益か元（部分的清算）本かどちらに認識すべきでしょうか。今回はこの問題を検討します。

米国の会社の分配金の支払い

この裁判例の背景には米国の会社が株主に配当金などの分配を行う場合の財源規制が緩やかなことがあります。米国の会社の普通株の株主は優先株の株主に劣後するものの、会社の純資産がある限り、剩余金だけでなく、会社の資産の分配（部分的清算）を受けることができます。米国の信託会計では、会社が直前の決算期末の総資産の20%を超える額を株主に分配した場合、分配金を受領した受託者はこれを部分的清算として元本に割り当てなければならないとされます。そこでこの裁判例の残余財産受益者は、その株主宛分配金比率が20%を超えると計算し、残余財産受益者に分配するよう訴えました。しかし、裁判所は事実審で同比率が15%になると認定しこの訴えを退けました。

日本の会社の配当金の支払い

日本で会社から年度の純利益を大きく超過

した額の分配金を受領した場合、受託者は受領した金銭を収益か元本かどちらに割り当てるべきでしょうか。

日本の会社法によれば、株式会社はその株主に対し剩余金の配当をすることができますが、分配可能額を超えてはならないとされます。分配可能額とは剩余金の額に臨時決算による期間損益を加減し、自己株式に要した財源を控除して算出します。剩余金の額はその他資本剩余金及びその他利益剩余金の合計額です（446条）。剩余金の配当を受領した個人または法人は、配当所得又は益金として課税されます。受益者等課税信託において配当金等の信託収益は受益者に帰属するものとみなされます。

なお、公募の株式投資信託の場合、投資家の個別元本を上回る部分から支払われる分配金は収益分配金（普通分配金）と言い、上場株式の配当金と同様に配当所得として課税されます。投資家の個別元本を下回る部分から支払われる分配金は元本払戻金（特別分配金）と言い、非課税になり、個別元本が減額されます。

信託会計

信託会計は一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとされます（信託法13条）。会社の配当金は剩余金から支払われ、必ずしも会社の会計年度の損益そのものではありませんが、米国のような信託会計の規制がないので、分配可能額以下の剩余金の配当が行われる限り、信託会計上は収益と認識され、収益受益者に分配されると思われます。これに対して、会社が解散し、受託者が清算株式会社の株主としてその残余財産を受領したときは、信託会計上元本と認識され元本受益者（残余財産受益者）に分配されます。

なお、この米国の裁判例は家族信託普及協会のウェップ誌「家族信託実務ガイド」4月号に掲載の予定です。

(高橋倫彦 民事信託活用支援機構代表理事)